

第8次鳥取市総合計画「実施計画」

事業名	農地流動化推進事業
-----	-----------

会計区分	一般会計	実施主体	市
根拠法令等	鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金交付要綱等		
ソフト・ハードの区分	ハード	ソフト	●実施(補助)期間 自 継続 ～ 至

担当部	農林水産部	担当課	農業振興課
担当係	担い手支援係	内線	2620 課 No. 50010
関係課			

総合計画				基本計画の政策目標 (平成16年度→22年度)	
基本計画	章名	第3章 交流と文化によるまちのにぎわいづくりと地域を支えるものづくり		○認定農業者の育成 ○新規就農者の育成	142人 → 172人 4人/年 → 8人/年
	節名	第2節 地域を支えるものづくり			
	細節名	第1 基幹産業としての農業の振興			
	施策名	①優良農地の確保と農地の有効活用	該当ページ		
夢があり誇りのもてる20万都市づくりビジョン				9 新たな農林水産業の振興	
事業区分	新規	継続	● 施策No.	32-01-01	

【事務事業・第8次総合計画進捗管理】

事業の目的	平成19年度 事業内容	平成20年度 事業内容	平成21年度 事業内容	平成22年度 事業内容	備考	注意事項
農地の利用集積の推進 遊休農地の解消	○農地流動化推進事業 認定農業者の農地の利用集積に対して促進費を交付 ○遊休農地解消対策事業 遊休農地に利用権を設定し農地として利用する者に対して補助金を交付	○農地流動化推進事業 認定農業者の農地の利用集積に対して促進費を交付 ○遊休農地解消対策事業 遊休農地に利用権を設定し農地として利用する者に対して補助金を交付	○農地流動化推進事業 認定農業者の農地の利用集積に対して促進費を交付 ○遊休農地解消対策事業 遊休農地に利用権を設定し農地として利用する者に対して補助金を交付	○農地流動化推進事業 認定農業者の農地の利用集積に対して促進費を交付 ○遊休農地解消対策事業 遊休農地に利用権を設定し農地として利用する者に対して補助金を交付		<p style="text-align: center;">(注1)</p> 事業内容は、①緊急性、②地域の実情、③効果、④熟度、⑤有利財源の確保の観点により、毎年ローリング(見直し)する中で変更していくことがあります。
事業の概要	○面的集積促進事業 農地をまとめた形で集落営農組織に集積を行う農用地利用改善団体に促進費を交付	○面的集積促進事業 農地をまとめた形で集落営農組織に集積を行う農用地利用改善団体に促進費を交付				
事業の対象者(交付先)	認定農業者等					
事業費(百万円)	H19決算額	H20決算額	H21決算額	H22予算額	H19～H22合計	
※百万円未満の事業費は、百万円に切り上げています。	27	20	16	6	69	
財源内訳(インプット)	一般財源	8	6	10	3	27
	国庫支出金					
	県支出金	18	13	6	3	40
	起債(その他(雑入))	1	1			2

(注2)

事業費(財源内訳)は、社会経済情勢の推移や行財政改革の推進、中長期的な財政事情などにより、毎年ローリングする中で見直しを行い、当該年度の予算編成で精査することとなります。